

退職者の皆様へ加入のご案内

退職会員総合保険

～ 退職後の医療費の負担を軽減し、安心して暮らすために ～

神奈川県厚生福利振興会では、退職後の医療費の補助を行う「退職会員総合保険」を実施しています。退職される会員の方はもちろん、配偶者の方も加入できます。

医療費に不安を感じることなく退職後をもっと安心に、
楽しく過ごすためにも、ぜひ加入をご検討ください。



認可特定保険業者 一般財団法人 神奈川県厚生福利振興会

2026.4版

～ はじめに ～

高齢化社会を迎え、老後生活の関心は益々高まってきており、豊かで潤いのある退職後の生活を送るには、何より健康が大切なポイントとなります。

この保険は、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会の現職会員及びその配偶者の方の退職後の生活安定のために「会員の相互扶助」を基本理念に万が一の病気、負傷等に備えていただく生活保障保険です。保険内容を十分ご理解いただいたうえで、お申込みいただきますようご案内申し上げます。

退職後の生活

家計はどうなる？

※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査(2025年)」より

○老後における収入源

	60歳代	70歳代
就業による収入	42.5%	18.7%
公的年金による収入	75.0%	87.3%



○年金に対する考え方

	60歳代	70歳代
ゆとりはないが日常生活程度はまかなえる	53.5%	61.2%
日常生活程度もまかなうのが難しい	33.6%	26.5%

○ゆとりがないと考える理由

	60歳代	70歳代
物価の上昇	57.9%	57.7%
医療費の負担	24.5%	30.0%

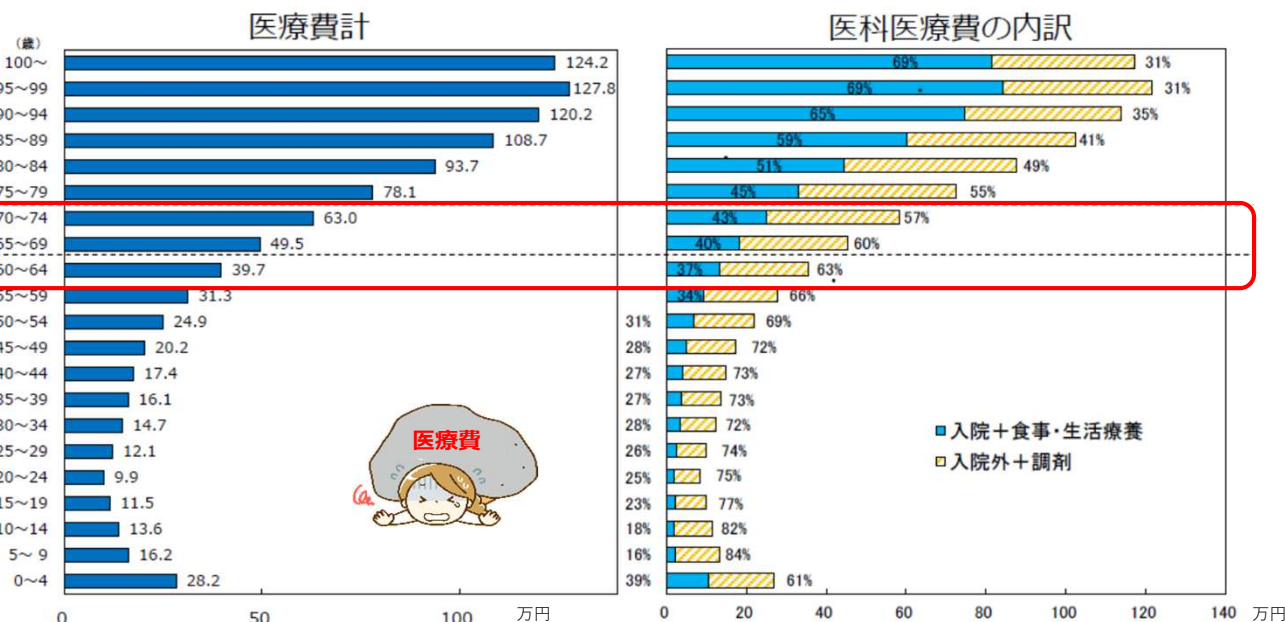
医療費の備えて必要？

年を重ねるにつれ医療費の負担は増加傾向にあり、70歳代までは入院費よりも通院治療費(入院外+調剤)の割合が高くなっています。民間の医療保険では、日常の通院治療費や処方箋には給付が無かったり、保障の対象となる疾病が限定されている場合が多く、退職後の医療費の負担は家計に重くのしかかってきます。また、今は健康でも、いつ思わぬケガをしたり病気になるかわかりません。

退職後の医療費の備えとして、「退職会員総合保険」の加入をぜひご検討ください。

年齢階級別 1 人当たり医療費

厚生労働省「医療保険に関する基礎資料(令和5年度)」



退職会員総合保険とは

退職後、健康保険や国民健康保険等により医療機関で支払う本人負担の医療費のうち、国民健康保険法又は医療保険各法に定める保険適用の範囲分について給付を行う制度です。

退職会員総合保険

3つのおすすめポイント！



① 民間の医療保険にはない制度です！

- ★ **入院**はもちろん、病気やケガ等の日常の**通院治療費**、病院で処方された**薬代**も**給付の対象**となります！
- ★ **75歳まで**給付が受けられます！
- ★ **既往歴**や**現在の健康状態**の**告知は不要**です！



《 退職会員総合保険と一般的な医療保険の違い 》



「退職会員総合保険」の保障内容は、頼もしいね！

はい！民間の医療保険には真似できない保障内容で、医療費を軽減することができます!!
これは、振興会会員のための特別な制度です。



	退職会員総合保険	民間の医療保険
病気やケガによる入院	○	○
手術	○	○
病気（風邪等）で通院	○	×
ケガによる通院	○	×
眼科・耳鼻科へ通院	○	×
リハビリで通院	○	×
歯科医院へ通院	○	×
処方箋薬局	○	×

② 配偶者も同時に加入できます！（満45歳以上の方）

③ 医療保険金以外にも、**長寿祝金**や**人間ドック**等の**補助金**が受けられます！

退職会員総合保険

の事業内容



医療保険金

- ◇ **健康保険適用の診療、処方箋であれば給付の対象**となります。
(風邪・虫歯・白内障・高血圧・関節症など日常の通院治療費や病院で処方された薬代など)
- ◇ 1ヶ月ごと、医療機関ごとに領収証を取りまとめ、健康保険適用分が 2,100円以上であれば、2,000円控除後、100円単位で給付いたします。
- ◇ 限度額：月額 20,000円、年間 100,000円(4月～3月)

《給付金計算例》 R8年3月に下記病院に通院した場合

A病院 3/10 2,800円
3/20 3,800円
B歯科 3/23 3,300円
C薬局 3/25 2,500円



A病院 $2,800 + 3,800 = 6,600 - 2,000 = 4,600$ 円
B歯科 $3,300 - 2,000 = 1,300$ 円
C薬局 $2,500 - 2,000 = 500$ 円
4,600 + 1,300 + 500 = 給付額 6,400円



★ **健康保険が適用されない自由診療(保険外)は、給付対象外です。**

- ・インフルエンザ、肺炎球菌などの予防接種代
- ・特定健診、がん検診、人間ドックなどの検診代
- ・薬局、ドラッグストアなどで処方箋なしで購入できる医薬品(風邪薬、湿布薬など)
- ・文書料や入院時の室料、食事代
- ・紹介状がなく、大学病院等で受診した場合の初診時選定療養費
- ・歯科で購入した歯ブラシ代や薬の容器代 など



長寿祝金



長寿年齢に達したときに祝金を給付いたします。
該当年齢の誕生月に請求用紙をご自宅に送付いたします。

**古希(70歳) 3万円、喜寿(77歳) 5万円、
米寿(88歳) 7万円、白寿(99歳) 10万円**

人間ドック等補助金

人間ドック(部位別ドックを含む)や各種検診を受けたとき、5,000円を限度に自費相当額を給付いたします。※お申込制です。

(お申し込み多数の場合は、抽選となります。)



厚生事業



退職後の余暇活動を支援するために「厚生事業のご案内」に掲載した演劇・音楽鑑賞を割安な料金で提供しています。

自動車保険・損害保険

振興会が取り扱う自動車保険、傷害保険に加入出来ます。団体保険割引が適用され、大変お得です。



ラフォーレ倶楽部 セラヴィリゾート泉郷

宿泊施設やゴルフ場を平日のみお得な会員料金でご利用できます。



割引施設のご案内

利用券を提示することで、振興会と提携する施設を割引料金で利用できます。



加 入 申 込 み について



申 込 時 の 注 意

◇ 「退職会員総合保険重要事項説明書」・「退職会員総合普通保険約款」の内容をご確認いただき、同意のうえご提出ください。

(重要事項説明及び約款については、振興会ホームページ内の「退職会員総合保険のご案内」から、ご確認ください。)

振興会ホームページ <https://www.k-kfukuri.or.jp>

《 ユーザー名：k k f パスワード：s h o k u i n 2 6 》



スマホ・タブレットの方は2次元コードから読み取りいただけます。



加 入 資 格

◇ 現職会員※で退職された方及びその配偶者で満45歳以上の方。

※ 現職中に継続会費を納めていただいていた方。

申 込 期 間

◇ 退職日翌日から**3ヶ月以内**に「退職会員総合保険加入申込書」第1号様式を提出してください。
(申込期間が過ぎてしまうと加入はできませんので、ご注意ください。)

加 入 日 ・ 保 険 期 間

◇ 加入日は、退職日翌日となります。

◇ 保険期間は、加入日から終身です。

ただし、**医療保険金の給付始期は、退職日の2年後(加算金を納入した場合は、退職日翌日)とし、終期は、75歳に達した日の属する月の末日(その日が初日の場合は、その前月の末日)までとします。**

保 険 料

◇ 加入時の年齢に応じた保険料(5ページ 別表1)を一括納入していただきます。

◇ 保険料に対して現職中に積み立てた継続会費(給料月額 $\times$ 2/1000)を充当することができます。

◇ 医療保険金の給付始期を「退職日翌日」とする場合は、保険料に加え年齢に応じた加算額(5ページ 別表2)を納めていただきます。

※ 配偶者の方が加入される場合は、年齢に応じた保険料(別表1)を一括して別途納めていただきます。

○ 保険料 (別表 1) (令和 8 年 4 月 1 日現在)

退職日翌日の満年齢に応じた額です。

(保険料単位：円)

年齢	保険料	年齢	保険料	年齢	保険料	年齢	保険料	年齢	保険料	年齢	保険料
45	1,582,000	50	1,153,000	55	895,000	60	660,000	65	405,000	70	135,000
46	1,490,000	51	1,080,000	56	845,000	61	610,000	66	350,000	71	85,000
47	1,402,000	52	1,035,000	57	800,000	62	560,000	67	295,000	72	30,000
48	1,316,000	53	990,000	58	750,000	63	510,000	68	240,000		
49	1,233,000	54	940,000	59	705,000	64	460,000	69	190,000		

○ 加算額 (別表 2) (令和 8 年 4 月 1 日現在)

医療保険金の給付始期を退職日の翌日からとする場合、別途**加算額が必要**です。

(保険料単位：円)

区 分	加算額
59歳未満	110,000
59歳以上63歳未満	140,000
63歳以上	180,000

(例)

退職日翌日の年齢が61歳で、医療保険金の給付始期を**退職日翌日から**とした場合

保険料(61歳)	610,000円
加算金(59歳以上63歳未満)	140,000円
継続会費累計(平均)	△ 250,000円
納 入 額	500,000円

◇ この保険料は、次の理由により「**生命保険料控除**」の対象とはなりません。

生命保険料控除の対象となる者は所得税法第76条に規定されている、生命保険または損害保険の『免許』を取得した保険会社であり、振興会は、行政庁の『許可』を取得した認可特定保険業であることから対象となりません。

解 約 及 び 脱 退 返 戻 金

- ◇ 退職会員は、いつでも保険契約を解約し、脱退返戻金を請求することができます。
- ◇ 脱退時の年齢に応じて(別表3)に定める額を支払います。

死 亡 保 険 金

- ◇ 退職会員の死亡時の年齢に応じて(別表3)に定める額を支払います。



○ 死亡保険・脱退返戻金金額表 (別表 3) (令和 8 年 4 月 1 日現在)

(保険料単位：円)

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
45歳	500,000	52歳	360,000	59歳	220,000	66歳	80,000
46歳	480,000	53歳	340,000	60歳	200,000	67歳	60,000
47歳	460,000	54歳	320,000	61歳	180,000	68歳	40,000
48歳	440,000	55歳	300,000	62歳	160,000	69歳	20,000
49歳	420,000	56歳	280,000	63歳	140,000	70歳以上	10,000
50歳	400,000	57歳	260,000	64歳	120,000		
51歳	380,000	58歳	240,000	65歳	100,000		

《 よくあるご質問 》



Q1 持病や障がいがあっても加入できますか。

A：はい、加入できます。

既往歴や現在の健康状態の告知は必要ありません。しかし、障がいがある方で公的な補助金を受けている場合は、医療保険金給付対象外となりますので、ご注意ください。

Q2 配偶者も一緒に加入できますか。

A：はい、満45歳以上の配偶者であれば加入できます。

「退職会員総合保険加入申込書」は本人と配偶者それぞれ作成し一緒に提出してください。

配偶者の年齢に応じた保険料が別途かかります。

Q3 保険料は毎年支払うのですか。

A：いいえ、毎年ではありません。保険料は加入時に一括して納めていただきます。

Q4 私は、3月31日に61歳で定年退職します。4月15日が誕生日なので、誕生日後に加入の申し込みをすれば、保険料は62歳の金額になりますか。

A：いいえ、61歳の金額になります。

保険料は退職日翌日の満年齢で考えますので、61歳 610,000円が保険料として必要です。

Q5 4月から再任用職員として勤務します。再任用終了後に改めて「退職会員総合保険」に申し込むことはできますか。

A：いいえ、再任用終了後のお申し込みはできません。退職会員総合保険は、「退職後3か月以内」のお申し込みになりますので、ご注意ください。

Q6 退職後の健康保険は、共済組合の任意継続に加入する予定ですが、退職会員総合保険には入れますか。

A：はい、加入できます。退職会員総合保険は、加入の健康保険の種類は問いません。

医療保険金の給付対象は、健康保険証を使った医療保険ですので、国民健康保険、全国健康保険協会（協会けんぽ）、企業の保険等健康保険のいずれかに、必ず加入してください。

Q7 毎年、確定申告で医療費控除を受けています。退職会員総合保険に加入し、医療費の給付を受けても医療費控除は受けられますか。

A：はい、振興会から給付を受けた医療費は、医療控除の対象になりませんが、それ以外の医療費は、確定申告することができます。

退職会員総合保険加入の流れ

- | | |
|-------|-------------------------|
| 6月末日 | 「退職会員総合保険加入申込書」提出期限 |
| 7月中旬頃 | 振興会から「保険料納入通知」を送付 |
| 7月末日 | 保険料納入期限 |
| 8月上旬頃 | 振興会から「退職会員総合保険加入通知書」を送付 |



振興会ホームページのご案内

- ◆ ホームページ内には、医療保険金の請求についてや各種申請書類、その他福利厚生サービス等、**退職会員総合保険に関する情報を掲載**しています。



パソコンの場合

- (1) 「神奈川県厚生福利振興会」又は下記アドレスを入力し検索します。

<https://www.k-kfukuri.or.jp>

- (2) 右上の「**会員ログイン**」をクリックします。



拡大

- (3) **ユーザー名とパスワード**を入力し、**ログイン**をします。



ユーザー名 taishoku
パスワード shokuinob



拡大



スマホ、タブレットの場合

- (1) カメラを起動して、**QRコード**を読み込みます。



- (2) 右中央部の「**ゲスト会員ログイン**」をタップします。

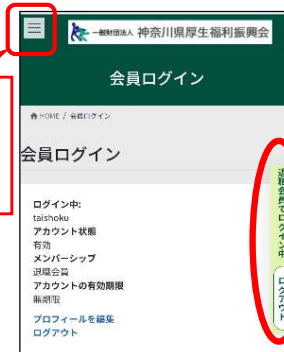


- (3) **ユーザー名とパスワード**を入力し、**ログイン**をします。



ユーザー名 taishoku
パスワード shokuinob

左上の三本線を
タップすると
メニュー画面
になります。



拡大

退職会員でログイン中
ログアウト

お問合せ・送付先



一般財団法人 神奈川県厚生福利振興会
(事業課)

〒231-8320

横浜市中区山下町1番地 シルクセンター409

TEL 045-680-0251・0254